

## 議会制度検討特別委員会・議事進捗状況

平成25年4月5日（金）午後2時開会 議会棟第1委員会室

出席委員：12名 傍聴者：2名

※会議の冒頭、会派の解散と結成があったことから委員の辞任及び選任について報告した。

### 1. 予算決算委員会及び会期中の常任委員会実施に関する評価・検討について（評価）

#### ①資料要求について

- ・資料要求様式における「全課共通様式」については、要求対象に関し総合政策課に委任することとした。
- ・全く同じ資料を別々の委員会・分科会にて資料要求があった場合の取り扱いについては、事前調整期間でそれぞれの要求議員の了解と調整を行い提出願うこととした。

#### ②提出議案書について

- ・条例改正文案の表記について、市民に対してもよりわかりやすく表記するために改正理由と新旧対照表を議案書に明記することを理事者サイドに要請することとした。

#### ③定例会開会中における幼稚園卒園式に対する配慮については会議日程にかかわることであるため、議会運営委員会で都度協議することとした。

#### ④総括質疑のあり方については、通告の段階で総括質疑にそぐわない質疑と思慮されるものがあった場合、例えば通告段階で正副委員長と当該の議員が調整するなど、今後の課題とした。

#### ⑤並行審査についての評価について、あくまでも1日1委員会とする方が良いとの意見、及び、かつての予算特別委員会や決算特別委員会のような、公営企業会計審査と区分けすべきとの意見が出された。また、自己の所属する委員会の所管外に関する質疑ができないことについては、意見が出された。

なお、並行審査を行った各委員会及び分科会の録画中継アクセス数報告があった。

### 2. （議長提案）議会による政策評価及び事業評価

#### ①予算説明調書の提出を受けて

- ・調書の評価について、委員より概ねよかったと発言があった。
- ・改選後における事業評価実施への準備について、副委員長より多摩市の取り組み（事業評価シート）を説明し、今後検討することとした。

### 3. 『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程』の見直しについて（持ち帰り分）

#### ①奈良市議会議員の政治倫理条例施行規程の全部改正について

- ・2月8日の第22回委員会において条例改正後の運用上必要な事項を定めるための「施行規程」の全部改正について事務局素案を提示したことに加え、新たに様式案を提示し、本日付で議長が定めることを報告した。

### 4. 「議会基本条例」について

#### ①検討項目の抽出

今後、規定を定める必要がある項目について洗い出し、項目の提案を頂き検討した。

- ・ 一問一答を選択した場合について、
  - (1) 一問目の発言方法（発言場所、1問目のみ一括とするのかなど）
  - (2) 発言場所
  - (3) 質問時間

の3点を論点とし持ち帰り検討することとした。また、6月定例会での試行を目指すこととした。

- ・ 反問権について
  - (1) 時間について（質問時間に反問を含めるかどうか）
  - (2) 発言の機会について（議長の許可とするか）
  - (3) 発言場所

の3点を論点として持ち帰り検討することとした。

- ・ 議会報告会について

議会基本条例より議会だより編集委員会が広報広聴委員会に改編されるため、「議会だより発行規程」を全部改正する必要がある。次回の委員会において正副委員長案を提示することとし、議会報告会の運営母体をどこにするのかも含めて議論することとした。

- ・ 「文書質問」について、回数・方式など議会運営委員会で協議することとした。
- ・ 「議員相互の討議」については、その運用を慎重に検討すべきとの意見が出された。提案会派より、次回以降に具体的な論点を明確にさせていただくこととした。

## 5. 幹事長会の申し合わせ事項の改善について

- ①議会基本条例との整合性について、議会運営委員長のもとで6月定例会までに整理を行うこととした。

## 6. 議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について

- ①議会基本条例との整合性について、議会運営委員長のもとで6月定例会までに整理を行うこととした。ただし、一問一答及び反問権は試行段階であるため、今回の改正には反映させないこととした。

## 7. その他

- 今後の検討課題について（議会検討の継続について）
  - ・ 当委員会の改選後への継続について、協議していくことを確認した。
- 「議事進行」の運用について、会議規則の規定を確認した。
- 次回以降の日程について  
第25回日程候補 平成25年4月24日（水曜日） 午後 2時～
- 「議会改革フォーラム」への議員パネリスト参加依頼について、議長と協議して派遣する議員を決定することが了承された。

以上